

1 共同漁業

(1) 公示番号 別表のとおり

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類 別表のとおり

イ 漁業の名称 別表のとおり

ウ 漁業の時期 別表のとおり

エ 漁場の位置 別表のとおり

オ 漁場の区域 別表のとおり

(3) 制限又は条件

毎年度、佐賀県内水面漁場管理委員会が定める増殖計画を実施しないときは、免許を取り消すことがある。

(4) 免許予定日 平成26年1月1日

(5) 申請期間 平成25年11月11日から平成25年11月22日まで

(6) 関係地区 別表のとおり

備考 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで

漁場計画図 別図のとおり

別表

公示番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	漁業の位置	漁場の区域	関係地区
内共 第1号	第5種 共同漁業	やまめ漁業  あゆ漁業  こい漁業  おいかわ・かわ むつ漁業	2月1日から 9月30日まで  6月1日から 12月31日まで  1月1日から 12月31日まで  1月1日から 12月31日まで	佐賀市大和町及び富士 町内の嘉瀬川、大和町内 の名尾川及び柚ノ木川並 びに富士町内の小副川川 の水域	次の基点アから基点イに至る嘉瀬川本 流、基点ウから下流の名尾川、基点エから 下流の柚ノ木川及び基点オから下流の小 副川川の水域。  基点ア 佐賀市大和町大字池上池森橋 下流端  基点イ 佐賀市富士町大字上熊川鮎ノ 瀬砂防堰堤上流端  基点ウ 佐賀市大和町と神埼市脊振町 との境界  基点エ 佐賀市大和町大字松瀬字柚木 柚ノ木橋上流端  基点オ 佐賀市富士町大字小副川字雨 降矢房橋上流端	佐賀市大和 町及び富士 町
内共 第2号	第5種 共同漁業	やまめ漁業  こい漁業  おいかわ・かわ むつ漁業	2月1日から 9月30日まで  1月1日から 12月31日まで  1月1日から 12月31日まで	佐賀市富士町内の嘉瀬 川、天河川及び貝野川の 水域。	次の基点アから基点イと基点ウを結ん だ直線の延長線上に至る嘉瀬川本流、基点 エから下流の天河川及び基点オから下流 の貝野川の水域。  基点ア 佐賀市富士町大字上熊川鮎ノ 瀬砂防堰堤上流端  基点イ 北緯 33 度 23 分 15 秒 8454 東経 130 度 12 分 56 秒 8820  基点ウ 北緯 33 度 23 分 16 秒 1457 東経 130 度 12 分 56 秒 3213  基点エ 佐賀市富士町大字市川市川橋 上流端  基点オ 佐賀市富士町大字市川溜山橋 上流端	佐賀市富士 町
内共 第3号	第5種 共同漁業	やまめ漁業  あゆ漁業  こい漁業  おいかわ・かわ むつ漁業	2月1日から 9月30日まで  6月1日から 12月31日まで  1月1日から 12月31日まで  1月1日から 12月31日まで	唐津市浜玉町及び七山 内の玉島川、浜玉町内の 谷口川、今坂川、小川川、 戸房川及び真手野川並び に七山内の狩川川、樽門 川、野井原川、徳正川、 細川川、馬川川、桑原川、 滝川川、袋底川、仲子 川、岳川、大屋敷川、木 浦川及び仁部川の水 域	次の基点アから上流の玉島川本流、谷口 川、今坂川、小川川、戸房川、真手野川、 狩川川、樽門川、野井原川、徳正川、細川 川、馬川川、桑原川、滝川川、袋底川、仲 子川、岳川、大屋敷川、木浦川及び仁部川 の水域  基点ア 唐津市浜玉町大字浜崎 JR 筑肥 線鉄橋下流端	唐津市浜玉 町及び七山

		うなぎ漁業	1月1日から 12月31日まで			
		しろうお漁業	1月1日から 4月30日まで			
		もくずがに漁業	1月1日から 12月31日まで			
内共 第4号	第5種 共同漁業	やまめ漁業  あゆ漁業	2月1日から 9月30日まで  6月1日から 12月31日まで	唐津市厳木町及び相知町内の厳木川並びに厳木町内の鳥越川、杉宇土川、アセビ川、星領川、天川川及び浦川内川の水域。	次の基点アから基点イに至る厳木川本流、基点ウから下流の鳥越川、基点エから下流の杉宇土川、基点オと基点カを結んだ直線から下流のアセビ川、基点キから下流の星領川、基点クから下流の天川川及び、基点ケから下流の浦川内川の水域。ただし、唐津市厳木町大字広瀬九州電力(株)厳木発電所逆調整池ダム堰堤下流端から唐津市厳木町大字天川字下田厳木第2発電所下田ダム堰堤上流端に至る厳木川本流の水域を除く。  基点ア 唐津市相知町大字田頭田頭橋下流端 基点イ 唐津市厳木町と浜玉町飛地との境界 基点ウ 唐津市厳木町大字鳥越砂防堰堤上流端 基点エ 唐津市厳木町大字広川字杉宇土谷川橋上流端 基点オ 唐津市厳木町大字広川字アセビアセビ駐車場横アセビ川右岸に設置した標識 基点カ 唐津市厳木町大字広川字アセビアセビ駐車場横アセビ川左岸に設置した標識 基点キ 唐津市厳木町大字星領瓜ノ元橋上流端 基点ク 唐津市厳木町大字天川天川砂防ダム上流端 基点ケ 唐津市厳木町大字浦川内字日当浦川内川堰堤上流端	唐津市 厳木町

内 共 第 5 号	第 5 種 共同漁業	やまめ漁業  あゆ漁業  こい漁業  ふな漁業  おいかわ・かわ むつ漁業  もくずがに漁 業	2月1日から 9月30日まで  6月1日から 12月31日まで  1月1日から 12月31日まで  1月1日から 12月31日まで  1月1日から 12月31日まで  1月1日から 12月31日まで	唐津市相知町内の伊岐 佐川及び左伊岐佐川の水 域	次の基点アから基点イと基点ウを結ん だ直線に至る伊岐佐川本流及び基点エか ら下流の左伊岐佐川の水 域  基点ア 唐津市相知町大字伊岐佐幸の 元橋上流端  基点イ 唐津市相知町大字伊岐佐玉散 りの滝下流側第1番目の砂防堰堤 右岸側上流端から 13.9 メートル の地点  基点ウ 唐津市相知町大字伊岐佐玉散 りの滝下流側第1番目の砂防堰堤 左岸側上流端から 13.9 メートル の地点  基点エ 唐津市相知町と浜玉町との境 界	唐津市 相知町
内 共 第 6 号	第 5 種 共同漁業	あゆ漁業  こい漁業  おいかわ・かわ むつ漁業  うぐい漁業  もくずがに漁 業	6月1日から 12月31日まで  1月1日から 12月31日まで  1月1日から 12月31日まで  6月1日から 翌年3月31日まで  1月1日から 12月31日まで	伊万里市大川町内の松 浦川の水域	次の基点アから基点イにいたる松浦川 本流（山の神橋下流の新本流との合流点か ら駒鳴第2樋管までの旧本流を含む。）の 水域  基点ア 伊万里市と唐津市相知町との 境界  基点イ 伊万里市大川町大字川原大黒 井堰上流端	伊万里市 大川町
内 共 第 7 号	第 5 種 共同漁業	こい漁業  ふな漁業  おいかわ・かわ むつ漁業	1月1日から 12月31日まで  1月1日から 12月31日まで  1月1日から 12月31日まで	武雄市朝日町及び北方 町の朝日ダムの水域	次の基点アから下流の取水路及び朝日 ダム満水面水域  基点ア 武雄市北方町大字大崎猪熊橋 上流端	武雄市朝日 町北上滝区 及び南上滝 区並びに北 方町西宮裾 区

# 内水面における第5種共同漁業の漁場計画図

